

公益社団法人空気調和・衛生工学会
出版規程

平成 26 年 4 月 24 日 理事会制定
令和元年 10 月 25 日 理事会改定
令和 3 年 2 月 17 日 出版委員会承認
令和 3 年 10 月 29 日 理事会改定
令和 5 年 10 月 19 日 出版委員会承認
令和 5 年 12 月 15 日 理事会改定

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という）の定款第 4 条第 3 号に基づく出版物に関する事項について定める。

(出版物)

第 2 条 本規程における出版物とは、出版委員会が編集し、頒布する刊行物の総称をいう。ただし、定期刊行物である「空気調和・衛生工学」、「空気調和・衛生工学会論文集」および、出版理事管掌外の「大会学術講演論文集」、スタンダード、シンポジウム・セミナー・技術講演会等に使用されるテキスト・資料は、この限りではない。

(委員会)

第 3 条 当法人は、出版物の企画・調整、出版、管理および著作権、編集著作権の管理を目的とした出版委員会を設け、出版理事が管掌する。

- 2 当法人の出版物に係わる事項は、出版委員会が審議し、出版理事が理事会に起案する。
- 3 出版委員会は、その運営にあたり、常に採算性について考慮を払わなければならない。
- 4 出版委員会は、出版の実務を目的とする小委員会を設置し、その任に当たらせる。
- 5 出版委員会は、本規程とは別に「出版委員会運営要領」を定め、円滑な運営を図る。
- 6 出版委員会および同小委員会は、別に定める「出版委員会運営要領」により実務を担当する。

(出版物の名義)

第4条 出版物の名義は、当法人とする。

(出版の手続き)

第5条 出版物の出版は、以下のいずれかの手続きを経るものとする。

ただし、理事会が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 企画委員会がガイドライン・マニュアルの付番を行った場合は、企画委員会
が理事会に報告する。

(2) 各種委員会が調査研究成果の出版を計画する場合は、当該委員会管掌理事が
理事会の承認を経て、第6条に規定する出版計画書を添えて出版委員会に申請
する。

(3) 出版委員会が出版を計画する場合は、第6条に規定する出版計画書をもっ
て、承認を経て出版理事が理事会に起案する。

また、単行本のガイドライン・マニュアルの付番は、出版委員会が行い理事
会に報告する。

(出版計画書)

第6条 出版計画書は、以下により構成される。

- (1) 主旨
- (2) 書名 (和文、英文)、判型
- (3) 目次案、頁数、執筆候補者
- (4) 対象とする読者層
- (5) 原稿完成予定、出版希望日
- (6) 希望価格
- (7) その他

(重版、改訂)

第7条 既出版物の重版、改訂については、出版委員会が審議し、出版理事が理事会に起
案する。

- 2 出版物の改訂については、出版委員会の決定に伴い著作者に通知する。
- 3 出版委員会は、重版に際し、著作者からの申入れがあった場合には、著作者と協議
のうえ通常許容しうる範囲でこれを行う。
- 4 出版委員会は、オンデマンド出版にあたっては、著作者からの申入れに対して
は、その時期および方法について著作者と協議のうえ、通常許容しうる範囲で決
定する。電子出版物 (パッケージ型を含む) についても同様とする。

(絶版)

第8条 絶版は、出版委員会が決定し、理事会の承認を得る。

- 2 出版物の絶版については、出版委員会の決定に伴い著作者に通知する。

(出版権の設定)

第9条 著作者は、定款第4条第3号に基づく出版物（各種委員会の調査研究成果、または当法人の委嘱により著作した出版物等）の出版権（著作した出版を複製する権利）を当法人に対して設定する。

ただし、受託研究による研究成果については、別に定める。

- 2 当法人は、著作物に関し、日本を含むすべての国と地域において、第10条第1項第1号から第3号までに記載の行為を行う権利を専有する。
- 3 著作者は、当法人が著作物の出版権の設定を登録することを承諾する。

(出版権の内容)

第10条 出版権の内容は、以下の第1号から第3号までのとおりとする。なお、以下の第1号から第3号までの方法により著作物を利用することを「出版利用」といい、出版利用を目的とする著作物の複製物を「出版物」という。

(1) 紙媒体出版物（オンデマンド出版を含む）として複製し、頒布すること。

(2) DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体（将来開発されるいかなる技術によるものをも含む）に記録したパッケージ型電子出版物として複製し、頒布すること。

(3) 電子出版物として複製し、インターネット等を利用し公衆に送信すること。

（著作物のデータをダウンロード配信すること、ストーリーミング配信等で閲覧させること、および単独で、または他の著作物と共にデータベースに格納し検索・閲覧に供することを含むが、これらに限られない）

- 2 前項第2号および第3号の利用においては、電子化にあたって必要となる加工・改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加すること、プリントアウトを可能とすること、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。
- 3 著作者は、第1項の利用に関し、当法人が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

(出版権の譲渡)

第11条 当法人の出版権を他の出版社に譲渡する場合は、当法人と当該出版社との間に出版契約を締結する。

ただし、第三者に対する引用・転載の許諾においては、当法人が権利を保有ものとする。

(委託出版)

第 12 条 委託出版をする場合は、当法人と当該出版社との間に出版契約を締結する。また、当該出版社から当法人に支払われる著作物使用料は、別に定める「出版委員会運営要領」による。

(著作権、編集著作権)

第 13 条 当法人が編集する出版物の著作権、編集著作権は別に定める「著作権規程」による。

(著作者の責任)

第 14 条 著作者は、自己の著作物に対して責任を負うものとし、著作物の内容に関し、他の著作物の侵害、名誉毀損等が生じたときは、著作者の責任とする。

(著作者の注意義務)

第 15 条 著作者は、出版物が他の著作権を侵害する等により当法人が損害を受けることがないように注意を払い、他の文献等から引用・転載する場合はその出所を明示しなければならない。さらに、転載の場合は原稿提出の前に著作権者の承諾を得なければならない。

(著作者の利用制限)

第 16 条 著作者は、当法人と締結する出版契約の有効期間中、著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物について、第 10 条（出版権の内容）に定める方法による出版利用を、自ら行わず、かつ第三者をして行わせない。

- 2 前項にかかわらず、著作者が著作物の全部または一部を、著作者自らのホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む。また著作者が所属する組織が運営するもの、あるいは他の学会、官公庁、研究機関、情報リポジトリ等が運営するものを含む）において利用しようとする場合には、著作者は事前に当法人に通知し、当法人の同意を得なければならない。
- 3 著作者が、出版契約の有効期間中に、著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、著作者は事前に当法人に通知し、当法人の同意を得なければならない。

(出版物の利用)

- 第 17 条 著作者は、当法人と締結する出版契約の有効期間中のみならず終了後であっても、出版物の版面を利用した印刷物の出版または出版物の電子データもしくは出版物の制作過程で作成されるデータの利用を、当法人の事前の書面による承諾なく行わず、第三者をして行わせない。
- 2 前項の規定は、著作者の著作権および著作者が当法人に提供した原稿（電磁的記録を含む）の権利に影響を及ぼすものではない。

(契約終了後の頒布等)

- 第 18 条 当法人は、著作者と締結する出版契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払いを条件として、出版物の在庫に限り販売することができる。
- 2 出版契約有効期間中に第 10 条（著作権の内容）第 1 項第 3 号の読者に対する送信がなされたものについて、当法人（第 10 条第 3 項の再許諾を受けた第三者を含む）は、当該読者に対するサポートのために出版契約期間満了後も、送信を行うことができる。

(二次的利用)

- 第 19 条 著作者と当法人間で締結する出版契約の有効期間中に、著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、著作者はその利用に関する処理を当法人に委任し、当法人は具体的条件について著作者と協議のうえ決定する。

(権利義務の譲渡禁止)

- 第 20 条 著作者および当法人は、両者間で締結する出版契約上の地位ならびに 出版契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

(著作権の帰属)

- 第 21 条 以下にあたる場合は、著作権は当法人に帰属する。ただし、著作権が学会に帰属された後も、元の著作者氏名は掲載する。
- (1) 発行後 15 年が経過し、本人の了承が得られた場合。
- (2) 著作者・著作権者に複数回通知をしたが回答が無い場合及び通知をしたが宛先不明で連絡が取れなかった場合
- (3) 著作者・著作権者が死亡し、遺族の了承が得られた場合。

(報酬)

- 第 22 条 出版物の著作、査読、監修等で著作物の完成に寄与したものに対しては、別に定

める「出版の報酬に関する要領」により報酬を支払う。

ただし、印税方式に基づく執筆報酬の印税率は別表に定める。

(合著作物の代表)

第 23 条 二人以上の合著作による出版物の場合、合著者は、その代表者を選出し、出版に係わる出版契約および同覚書の締結等手続きの行使に当たらせることができる。

(出版物の寄贈)

第 24 条 出版委員会は、出版物の発行にあたり、紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）の場合は初版第一刷の際に 1 部、改訂のつど 1 部を著作者に寄贈することができる。その他の形態の出版物については、双方協議して決定する。

2 執筆者が寄贈等のために紙媒体出版物（オンデマンド出版を除く）を当法人から直接購入する場合、当法人は、本体価格の 85% で提供するものとする。

(要領)

第 25 条 本規程の円滑な運用を図るため、別に要領を定める。

(改廃)

第 26 条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

別表

印税方式に基づく執筆報酬の印税率

適 用	印税率
学会の使命上、採算を考慮しない出版物	出版委員会が決定する
販売見込み部数 1～2000 部	6%
2001～5000 部	8%
5001 部以上	10%
委託出版物	委託出版契約による